

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の運用について（通達）

平成 14 年 9 月 20 日

熊捜一第 843 号

〔沿革〕 平成 19 年 3 月熊警第 277 号改正

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和 32 年熊本県公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）の一部が改正され、司法警察員の証票が廃止されることに伴い、規則の運用については、平成 14 年 10 月 1 日からは下記のとおりとするので誤りのないようになされたい。

なお、刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の運用について（平成 6 年 12 月 20 日付け熊捜一甲第 1407 号）は、同日付けをもって廃止する。

記

1 司法警察員の指定等

(1) 申請

所属長は、規則第 2 条第 2 項の規定による指定が必要であると認めるときは、司法警察員指定申請書（別記様式第 1 号）により、警察本部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）を経由して熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に申請するものとする。

(2) 指定及び通知

ア 警察本部長は、前(1)の申請があったときは、被申請者の勤務部署、勤務経歴、捜査能力等を勘案して指定するものとする。

イ 警察本部長は、前アの規定により指定したときは、司法警察員指定通知書（別記様式第 2 号）により、所属長を経由して被申請者に通知するものとする。

(3) 取消

所属長は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、司法警察員指定取消申請書（別記様式第 3 号）により、刑事企画課長を経由して警察本部長にその取消を申請するものとする。

ア 昇任、配置換又は離職があったとき。

イ その職に必要な適格性を欠くに至ったとき。

ウ 同一の係に巡査部長以上の者が新たに配置されるなど、指定の必要がなくなったと認められるとき。

(4) 指定（取消）者名簿の備付け

刑事企画課長は、司法警察員指定（取消）者名簿（別記様式第4号）を
備え付け、指定又は取消の経緯を記録しておかなければならない。

別記様式（略）